

令和8年（2026年）2月9日

八王子市長 初宿 和夫 様

八王子市男女共同参画推進審議会
会 長 八木橋 宏勇

男女が共に生きるまち八王子プランに基づく男女共同参画の推進に向けた効果的な方策及び取組状況に関することについて（答申）

令和7年（2025年）5月29日付七八推参第309号にて諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申いたします。

記

I はじめに

八王子市男女共同参画推進審議会（以下「本審議会」という。）は、八王子市男女共同参画推進条例（以下「男女共同参画推進条例」という。）第13条に基づき市長から諮問を受けました。

本審議会では、諮問事項を検討するにあたり、市が令和6年度（2024年度）に取り組んだ内容をまとめた「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）取組管理シート」と「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書（案）」をもとに男女共同参画の推進に向けた取組状況や効果的な方策について議論を重ねてきました。

各委員の経験や知識、情報など様々な視点をもとに、いただきました意見の概要は次のとおりです。また、詳細については、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書」における「審議会の意見」として記載しています。

II 男女が共に生きるまち八王子プランに基づく男女共同参画の推進に向けた取組状況及び効果的な方策に関することについて

1 指標

- ・指標1、4、5の「社会全体」「職場」「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」と指標3の「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合（ワーク・ライフ・バランス）」については「良好に進捗している」
- ・指標6の「生命（いのち）の安全教育実施回数」と指標9「男性職員の育児休業（2週間以上取得者）取得率」については「概ね進捗している」
- ・指標2の「委員等の構成比が男女共に30%以上の附属機関等の割合」、指標7「男女共同参画センター新規相談件数」と指標8「市の女性管理職の割合」については「あまり進捗していない（活動はしている）」の状態です。
- ・これらの状況から、社会全体では男女共同参画が推進しているものの、市役所内部ではあと一步の努力が必要な状況であると言えます。

2 重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう

<取組1-1 働く場等における男女共同参画の推進>

- ・市が実施する男女共同参画に関する講座に興味を持ってもらえるよう魅力あるネーミングにするとともに、講座に参加している熱心な市民にも男女共同参画の推進に協力してもらえるような工夫が大切です。
- ・市の男性職員の育児休業の取得、職員の年次有給休暇の取得や時間外労働の削減への取組における課題を検証し、民間企業にとってのモデルケースになるとよいでしょう。
- ・また、市の育児休業取得者を対象とした職場復帰研修を通し、復帰に不安等を抱える職員のスムーズな復帰に向け、より効果的な研修にすることが大切です。
- ・様々なハラスメントを防止するための意識づけとして、市職員対象の研修受講率100%へ向けた取組や昇任者へは受講を必須化し、理解を広げることが大切です。
- ・大人だけではなく、子どもたちが発達段階に応じて多様な職業観や生き方を選択できる意識醸成を進めることが大切です。

<取組1-2 意思決定過程への女性の参画拡大>

- ・男性の育児休業取得の促進や女性の活躍を推進するためには、様々な企業や社会において活動する方々への意識づけを進めることが重要です。
- ・市の附属機関等の女性委員等の登用率向上のため、役職等にこだわらずに間口を広げる工夫が必要です。
- ・また、市の女性管理職比率の向上のためには、管理職の魅力向上や職員がキャリアについて考える機会の提供が大切です。

3 重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

<取組2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革>

- ・様々な機会を通じた男女共同参画に関する情報提供、企業の利用者・労働者や子どもにとって身近な地域で活動をしている大人への継続した意識啓発を推進するとともに、市役所の職場においては、男女が共に生きるまち八王子プランに基づき所管が共通して取り組む内容の周知徹底や、職員が受講した男女共同参画に関する研修内容を職場内で共有し男女共同参画の意識・意義を広く波及させていくことが大切です。
- ・身近な大人の言動は、子どもにとって無意識のうちに大きな影響を与えるため、子どもに関わる大人への意識啓発とともに、子ども自身に対しても小さい頃から継続したはたらきかけをすることが大切です。

<取組2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し>

- ・職場等における男性の育児休業取得の促進や女性活躍をさらに進めるよう多くの企業への周知・啓発が行われるとともに、男女共同参画に関わる認識・言動は世代間で違いがあることへの理解が進むよう地域の方々に周知・啓発ができるとよいです。
- ・様々なハラスメントが起こりうる中、市職員がハラスメント防止研修を確実に受講し、ハラスメントを発生させない工夫を職場内で実践していくことが肝要です。また、民間企業にとってモデルケースとなるよう、市の男性職員の育児休業取得率や職員の年次有給休暇取得促進、時間外労働削減への取組を積極的に進めることが大切です。

4 重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう

<取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶>

- ・DVや性被害に関する意識啓発は、若年層への実施のほか教育関係者への取組も大切です。
- ・SNS利用に伴う不適切な取扱いへの若年層への意識啓発、幼少期からの理解促進につながる啓発や被害を受けた子どもを支える大人により適切な機関へつなげられるための情報提供が必要です。
- ・相談につなぐことが必要な方々が相談につながるよう、関心を惹くような情報提供への工夫が大切です。
また、様々な事情を抱えている相談者のため、安心して相談窓口へつなぐことができる支援の継続が必要です。
- ・不安を抱える相談者が市職員からの不用意な言葉により二次被害を受けることがないように被害者やその家族に寄り添った対応ができるような職員教育を徹底してほしいです。

<取組3-2 困難を抱える女性等への支援>

- ・支援を必要とする人が早期に相談につながるためには、見えないハードルを下げるのが大切である。そのためには、男女共同参画の講座やイベントを知ってもらい、興味を持ってもらえるようなネーミングで参加が促される工夫が必要です。
- ・また、困難な状況にある女性やその家族と関わる教育関係者が、適切な寄り添いができるように意識啓発をすることも大切です。
- ・また、市の各種支援情報に辿り着けるよう複数のツールを利用し発信するとともに、引き続き関係機関等へ相談・支援情報を周知していくことも大切です。
- ・SNSは秘匿性が高いこともあり一気に拡散が進むため、利用者に当事者意識をいかに持ってもらえるかが重要である。そのためにはネットリテラシーに関する情報教育を継続して学ぶ機会があるとよいでしょう。

III おわりに

本審議会での議論を通し、男女共同参画を推進するためには、啓発活動や相談事業などを継続的に取り組むことが肝要であることを改めて考える機会を得ることができました。

人は性別の違いはあっても同じ人間であることに違いはなく、誰もが世の中のあらゆる分野において活動し、利益を享受することができ、役割を担っていくことが大切です。

そのためにも市が先頭に立ち、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体とともに、それぞれの役割を自覚して、主体的に、そしてお互いが手を携えて男女共同参画の推進に取り組んでいくことが重要なこととなります。

男女共同参画に関する取り組みは、点や線ではなく面として継続すべきものであり、歩みを止めることのできないものです。常に時代の変化を捉えつつ、これからも「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」という男女が共に生きるまち八王子プランの基本目標のもと、行政が中心となって市民とともに推進されることを期待します。そして、本答申がその一助となれば幸いです。